

太田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、工場立地法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域（以下「適用区域」という。）は、法第5条第1項の規定により作成し、同条第5項の規定による同意を得た都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業専用地域とし、適用区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、緑地については100分の10以上、環境施設については100分の15以上とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

- 2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が適用区域に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq P / \gamma (0.1 - G_0 / S)$$

ただし、 $P / \gamma (0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、
 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「工場立地法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる業種について同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq P / \gamma (0.15 - E_0 / S)$$

ただし、 $P / \gamma (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、
 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する工場立地法準則別表第1の上欄に掲げる業種について
同表の下欄に掲げる割合

E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた
環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6
月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置するこ
とが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出ら
れた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

3 工場立地法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が適用区域に存する場合
であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、第3条に定める割合に
適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.1 - G_0 / S)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$

とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1
は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての工場立地法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の
面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以

後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な
緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地
の面積の変更に係るもの含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.15 - E_0 / S)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j / \gamma_j (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、n、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての工場立地法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境
施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日
以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境
施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境
施設の面積の変更に係るもの含む。）の面積の合計